

社会福祉法人日置福祉会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人日置福祉会（以下「法人」という。）が法令、定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、理事長の専決事項の範囲及び常務理事の業務について必要な事項を定めるものとする。

(理事長の専決事項)

第2条 定款第24条の規定により理事長が専決することのできる事項は次のとおりとする。

- 1 「施設長（管理者）の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ) 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ) 緊急を要する物品の購入等

なお、理事長が専決できる契約の金額及び範囲は次のとおりとする。

工事又は製造の請負・食料品及び物品の買入・その他法人、施設及び事業の日常的な運営に関する契約 1,000万円以下

- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 利用者の日常の処遇に関すること
- 10 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）

附 則

この定款細則の改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この定款細則の改正は、令和2年2月1日から施行する。